

平成21年第1回
西多摩衛生組合議会定例会会議録

平成21年2月23日

西多摩衛生組合議会

平成21年第1回西多摩衛生組合議会定例会

1 日 時 平成21年2月23日(月)午後1時30分

2 場 所 西多摩衛生組合会議室

3 出席者 正副管理者

管 理 者	並木 心	副管理者	竹内 俊夫
副管理者	加藤 育男	副管理者	石塚 幸右衛門

収 入 役 北村 健

出席議員

1 番 大坪 国広	2 番 近藤 浩	3 番 齋藤 成宏
4 番 羽村 博	5 番 野島 資雄	6 番 木下 克利
7 番 門間 淑子	8 番 川崎 明夫	9 番 橋本 弘山
10 番 田村 昌巳	11 番 串田 金八	12 番 原田 剛

欠席議員

なし

西多摩衛生組合

事 務 局 長	羽村 誠	業 務 課 長	松沢 昭治
施 設 課 長	石川 良仁	総 務 課 長	藤田 充
管 理 課 長	島田 善道		

構成市町職員

青梅市環境経済部長	根岸 典史	羽村市産業環境部長	竹田 佳弘
福生市生活環境部長	森田 秀司	瑞穂町住民生活部長	中根 厚夫

平成21年第1回西多摩衛生組合議会定例会日程

平成21年2月23日(月)

午後1時30分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第1号
西多摩衛生組合職員の再任用に関する条例

日程第4 議案第2号
西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第3号
平成20年度西多摩衛生組合補正予算(第3号)

日程第6 議案第4号
平成21年度西多摩衛生組合予算

日程第7 議案第5号
平成21年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定について

午後1時30分 開会

○議長（申田金八） 皆さんこんにちは。本日は平成21年第1回西多摩衛生組合議会定例会の通知を申しあげましたところ、公私ともにお忙しい中、全員のご出席を賜り、まことにありがとうございます。

議員現在数12名、出席議員12名、欠席議員ゼロ、よって、定数に達しておりますので、本日の議会は成立いたしました。

ただいまより平成21年第1回西多摩衛生組合議会定例会を開催いたします。

この際、管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。並木心管理者。

○管理者（並木 心） 皆様こんにちは。議長のお許しをいただきましてごあいさつを申し上げさせていただきます。

本日は、平成21年第1回西多摩衛生組合議会定例会を招集申し上げましたところ、大変お忙しい中にもかかわらず全員の議員の皆様方の出席を賜り開催できますことを厚くお礼申し上げます。

また、日ごろより当組合の運営につきまして、深いご理解とご協力を賜っておりますことを重ねてお礼申し上げます。

さて、現在の組合の事務事業の状況でございますが、構成市町からの今年度のごみ搬入量につきましては、平成21年1月末現在で約5万7,800トンが搬入されております。これは前年度の同時期と比較いたしまして約1,600トン、2.8%の減量となっております。内訳で見ますと、一般家庭から排出されます家庭系ごみは1.6%の減、事業系の一般廃棄物は7.5%の減であります。平成20年度末の全体では6万9,000トン程度が搬入されるのではないかと予測をしております。

一方、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づく平成20年度の小金井市の可燃ごみの受け入れにつきましては、平成21年1月末現在で約4,000トンが搬入されております。これは1月末までの当初予定と比較いたしまして約170トン、約4%の減量となっており、平成20年度末までの総量は4,600トン程度となるのではないかと予測をしております。

次に、フレッシュランド西多摩の運営状況でございますが、浴場施設利用者数は平成21年1月末現在で約11万4,900人となっており、1日平均で申し上げますと449人の方々にご利用いただいております。フレッシュランド西多摩につきましては、今後とも多くの皆様にご利用いただけるよう、イベントの開催等によるサービスの充実に努めてまいりたいと考えております。

なお、後ほどの議員全員協議会で広域支援の状況並びに地元還元施設増設事業の進捗状況等につきまして報告をさせていただきたいと思っております。

さて、本日ご提案申し上げます案件につきましては、平成21年度西多摩衛生組合予算のほか4件でございます。いずれも重要な案件でございますので、よろしくご審議の上ご決定くださいますようお願い申し上げます。

開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（申田金八） 以上で管理者の発言は終わりました。

これより議事日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付いたしましたとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第53条の規定により、議長において指名いたします。

12番 原田 剛 議員

1番 大坪 国広 議員

以上、2名を指名いたします。

この際、諸報告事項がございますので、事務局長より報告いたします。羽村事務局長。

○事務局長（羽村 誠） それでは、諸報告をさせていただきます。

初めに、本定例会の招集通知につきましては、西衛発第847号、平成21年2月16日付けをもちまして管理者より議長あてに、平成21年第1回西多摩衛生組合議会定例会を招集した旨通知があり、これを受理してございます。

次に、本定例会の日程でございますが、既にお手元に配付いたしております議事日程の順序により進めさせていただくこととしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、会期でございますが、提出案件の件数、またその内容等を考慮いたしまして、本日1日限りとしてお諮りすることといたしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、議事運営でございますが、一括議題につきましては日程第6、議案第4号、平成21年度西多摩衛生組合予算と日程第7、議案第5号、平成21年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についての2件につきましては関連がございますので、一括してご審議を願うことといたしております。

最後に、本定例会における議事説明員として正副管理者、収入役及び事務局長以下事務局職員が出席しておりますことをご報告申し上げます。

○議長（串田金八） 以上で、報告は終わりました。

なお、本日の議事運営につきましては、ただいま報告いたしましたとおり進めますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、日程第2、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

今次定例会の会期につきましては、2月23日1日限りといたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（串田金八） ご異議なしと認めます。よって、会期については本日1日限りとすることに決定いたしました。

これより議案審議に入りますが、議会会議規則により質疑は同一議員につき同一議案について3回までとなっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、日程第3、議案第1号、西多摩衛生組合職員の再任用に関する条例の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（並木 心） ただいま議題となりました議案第1号、西多摩衛生組合職員の再任用に関する条例の件につきましてご説明申し上げます。

平成11年7月の地方公務員法の改正により、一般職の職員の定年退職者等に係る新たな再任用制度が導入され、平成13年4月に施行されました。

この制度は、本格的な高齢社会を前にして、年金制度の改正にあわせ、雇用と年金の連携を図るとともに、職員として長年培ってきた能力や経験を生かし、働く意欲と能力のある定年退職者等を改めて職員として活用していこうとするものであり、既に国や東京都を初めとする地方公共団体でも導入されております。

当組合といたしましても、地方公務員法の趣旨に基づき、定年退職者等が長年培ってきた知識や経

験を公務の場で活用することを主な目的として、これらの職員を再任用するため西多摩衛生組合職員の再任用に関する条例をご提案申し上げる次第であります。

現在、当組合におきましては、効率的な組織運営に向けさまざまな取り組みを行っておりますが、再任用職員の経験、能力を生かせるような人員配置を改めて検証し、制度の適正かつ効果的な運用に努めてまいります。

なお、この条例は平成21年4月1日から施行しようとするものであります。

条例の細部につきましては事務局より説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定をいただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（申田金八） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田 充） それでは、議案第1号、西多摩衛生組合職員の再任用に関する条例の細部につきましてご説明申し上げます。

本条例につきましては、本則にて再任用制度を制定し、付則の中で関連する3条例の一部改正を行っております。

まず、第1条は条例の趣旨として、地方公務員法の規定を引用しておりますが、第1条の内容につきましてはおおむね次の5点でございます。

まず第1点目といたしましては、再任用できる職員を定年により退職した者、そして特別の事情によりまして定年を延長して退職した者、さらには第2条で定年退職前に退職した職員とするものでございます。

2点目といたしましては、再任用の期間は65歳までとなっておりますが、段階的に経過措置を設け、本則は平成25年の4月1日から適用するものでございます。

3点目といたしましては、再任用する職員の任期は1年ごとに更新するものとしております。

4点目は、再任用の職員の勤務条件は、週40時間勤務する職と、週16時間から32時間の間で勤務する職の二つに区分されるものでございます。

5点目といたしましては、再任用制度の対象者について、地方公共団体の組合を組織する地方公共団体及び地方公共団体の組合それぞれの定年退職者を任命権者が相互に再任用職員として採用することができるものとしております。

以上が第1条の内容でございます。

次に、第2条でございますが、定年退職者に準ずる者の規定でございます。第1号にございますように25年以上勤続して退職した者で、その後5年までの者が対象になります。第2号は、前号に該当する者として、一度再任用されたことのある者が対象となるもので、退職し、さらに65歳未満である場合が該当するものとしております。

第3条は任期の更新についての規定で、勤務実績が良好である場合に任期の延長ができ、第2項であらかじめ職員の同意を得なければならないことと定めております。

第4条は任期の末日に関する規定で、年齢65歳に達する日以後における最初の3月31日以前と定めております。

第5条は委任規定で、本条例の施行に関して必要な事項については組合規則で定めるとしております。

次に、付則でございますが、第1項は施行期日に関する規定で、この条例は平成21年4月1日から施行するものでございます。

第2項は任期の末日に関する特例規定で、任期の末日を65歳までと定めておりますが、平成21年4

月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの期間は 63 歳まで、平成 22 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの期間は 64 歳まで再任用することとした経過措置を規定しております。

第 3 項以下につきましては、関連いたしますので、条例の一部改正をそれぞれ規定しております。

関連条例の一部改正につきましては、議案第 1 号附属資料新旧対照表にて説明させていただきますので、初めに附属資料 1 ページ「付則第 3 項関係」をごらん願います。西多摩衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正でございます。

まず、第 1 条は条文の整理をしており、続く第 2 条は 1 週間の正規の勤務時間についての規定で、第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、「40 時間」の次に「再任用短時間勤務職員にあつては、前項の規定に基づき定める時間」を加え、同項を第 3 項とし、新たに第 2 項として、短時間勤務の職を占める職員、すなわち再任用短時間勤務職員の正規の勤務時間に関する規定を加えております。この勤務時間につきましては、1 週間当たり 16 時間から 32 時間までの範囲内で任命権者が定めることとなります。

第 3 条は正規の勤務時間の割り振りについての規定で、再任用短時間勤務職員につきましては、「1 週間ごとの期間について、1 日につき 8 時間を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとする」としたただし書きを加えております。

第 4 条は週休日の規定でございまして、第 1 項にただし書きを加え、「これらの日に加えて月曜日から金曜日までの 5 日間において週休日を設けることができる」ものとしております。

また、2 ページに移りまして、第 2 項は、再任用短時間勤務職員は 8 日以上 の週休日 が与えられるものと定めております。

第 15 条は年次有給休暇の規定で、勤務時間等に応じて 20 日を超えない範囲内で任命権者が定めるものと規定しております。

第 19 条は臨時職員等に関する特例についての規定で、第 2 項の条文整理をしております。

付則でございしますが、この条例は平成 21 年 4 月 1 日から施行しようとするものでございます。

続きまして、附属資料 3 ページの「付則第 4 項関係」をごらん願います。西多摩衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。

まず、文言整理のため、第 2 条第 4 号、第 3 条第 3 号、4 ページに移りまして、第 5 条の 2 の見出し並びに第 5 条の 3 第 1 項中の各所を改めております。

次に、第 8 条は部分休業することができない職員についての規定で、育児休業法の定めにより非常勤職員は育児休業を取れないこととなっておりますが、第 1 号にございますように、地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項の規定により、非常勤職員ではありますが、育児休業をすることができる旨を規定しております。

付則でございしますが、この条例は平成 21 年 4 月 1 日から施行しようとするものでございます。

続きまして、附属資料 5 ページの「付則第 5 項関係」をごらん願います。西多摩衛生組合職員の定年等に関する条例の一部改正でございます。

本条例の改正内容といたしましては、地方公務員法の一部改正により定年退職者の再任用制度が明記されておりますので、第 5 条を削り、第 6 条を第 5 条とし、あわせて 6 ページにございます付則第 3 項を削る条文整理を行うものでございます。

最後に付則でございしますが、この条例は平成 21 年 4 月 1 日から施行しようとするものでございます。

以上で西多摩衛生組合職員の再任用に関する条例についての説明とさせていただきます。

○議長（串田金八） 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。10番、田村議員。

○10番（田村昌巳） 3点ほどいいですか。附属の資料の方の1週間について16時間から32時間ということと40時間という人がいるのではないかと思うのですけれども、辞める方は何人ぐらいで、そっちにかかる方が何人ぐらいかということをお聞きしたいと思いますけれども、それだけお願いをいたします。

○議長（串田金八） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田 充） ただいま職員で、現在、直近で21年度の制度の運用は予定しておりません。そして辞める人間ということで、職員は1名ここで定年退職の予定者がございます。

希望はまだ取っていないところございまして、適用の予定を今のところしておりませんが現状でございます。

○議長（串田金八） 10番、田村議員。

○10番（田村昌巳） それでは、ようは今現在1人お辞めになるけれども、まだこの適用に入ってこないということですか。今後入ってくるという形ですか。

○議長（串田金八） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田 充） 現在、再任用の条例を制定させていただきまして、それとあわせて再雇用の制度の方も残しておきまして、両方で併用する考えでございまして、今のところ再雇用の方で運用していこうと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（串田金八） 田村議員。

○10番（田村昌巳） ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（串田金八） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（串田金八） ほかになければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号、西多摩衛生組合職員の再任用に関する条例の件は、原案のとおり可決することにご異議ございせんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（串田金八） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第4、議案第2号、西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（並木 心） ただいま議題となりました議案第2号、西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件につきましてご説明申し上げます。

本案は、大きく分けて三つの点について条例の一部改正を行おうとするもので、1点目は、平成20年東京都人事委員会の給与勧告に伴い、給与制度の見直しを図るものであります。

まず、平成20年人事院勧告についてですが、月例給及び期末勤勉手当について、国と民間給与との較差が極めて小さく、おおむね均衡していることから改定を見送っております。

一方、平成20年の東京都人事委員会勧告では、都職員の給与が民間給与を0.09%上回る公民較差が生じていることから、給料月額を引き下げ、地域手当の支給割合を14.5%から16%に改定し、この地域手当の増額分については、公民較差の相当分と合わせて給料月額を引き下げるものとしております。

組合の構成市町におきましても、これらの勧告を踏まえ平成21年1月をもって既に各給与制度を改

定しております。西多摩衛生組合の職員給与につきましては、従前より羽村市の給与制度に準じて定めていることから、当組合といたしましても、給料月額と地域手当の配分変更を行うとともに、3月期の期末手当において実質的な公民較差是正のための所要の調整を行おうとするもので、以上の改正は、平成21年3月1日から施行しようとするものであります。

次に、2点目の改正内容であります。給与構造、制度改革の一環として都の人事委員会から示されたとおり、一般職給料表の1級と2級を統合し、1職1級の簡素な級構成とするとともに、全職員の昇給期を4月1日に統一するなどの改正を行おうとするものであります。

次に、3点目の改正内容であります。議案第1号でご決定いただきました西多摩衛生組合職員の再任用に関する条例の施行に伴い、再任用職員の給料月額及び諸手当について新たに規定する必要があることから、そのための条文整備を行うものであります。

以上の2点目、3点目の改正につきましては、平成21年4月1日から施行しようとするものであります。

なお、条例の細部につきましては事務局より説明いたしますので、よろしくご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（串田金八） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田 充） それでは、西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の細部につきましてご説明を申し上げます。

本改正は、同一の条例の一部改正を2条に分けて行っております。

初めに、議案第2号附属資料の新旧対照表1ページ「第1条関係」をごらんいただきたいと存じます。

まず、第10条の2第2項は、地域手当の額の算定方法に関する規定で、平成20年の東京都人事委員会勧告に準じ、地域手当の支給割合を100分の1.5引き上げるもので、「100分の14.5」から「100分の16」にしようとするものでございます。

続きまして、第20条第2項は、改正部分はありませんが、付則で期間を限定した期末手当の支給月数の変更を行うため、参考までに記載しております。

次に、2ページをごらん願います。

付則でございますが、第1項は施行期日に関する規定で、本改定が職員の給与水準を引き下げる内容であるため、遡及することなく、条例の公布の日の属する月の翌月の初日から実施することが妥当であるとした東京都人事委員会の勧告に従い、平成21年3月1日から施行しようとするものです。

第2項は、期末手当の特例措置に関する規定で、改定時期までの公民較差相当分を解消する所要の調整として、支給月数0.3月から0.013月分を削減し、合計支給月数を0.287月としようとするものでございます。

それでは、給料表の改正につきましてご説明申し上げます。新旧対照表3ページから5ページに記載しております別表第1の一般職給料表（1）は一般行政職の職員に適用するもので、東京都行政職給料表に準じ、表上の平均改定率でマイナス1.36%、改定額としては平均4,921円の引き下げを行っております。

当組合におきます給料の実質改定率は平均でマイナス1.27%、改定額は平均でマイナス4,104円となっております。

次に、6ページから9ページに記載しております別表第2の一般職給料表（2）は、技能労務職の職員に適用するもので、表上でマイナス1.36%、3,851円の引き下げを行っております。

なお、当組合において現在、一般職給料表（２）を適用する該当職員はおりません。

続きまして、新旧対照表 10 ページ、「第 2 条関係」をごらんいただきたいと存じます。こちらは給与構造、制度改革に伴う一部改正と、再任用制度の導入に伴う条文整備となっております。

まず、第 4 条は、昇給等の基準に関する規定で、見出しを改めるとともに、新たに第 9 項を加え、再任用職員の給料月額を 1 級から 7 級までの職務の級に応じた額とするものでございます。

次に、第 4 条の 2 として、再任用短時間職員の給料月額についての規定を新たに加え、勤務時間に応じて再任用職員給料表に定めるフルタイムの職員に適用する給料月額の 40% から 80% の額を支給するものと定めております。

第 14 条は、超過勤務手当に関する規定で、11 ページに移りまして、第 3 項を第 4 項に繰り下げ、新たに第 3 項として、再任用の短時間勤務職員の 1 日の勤務時間は、8 時間を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとしていることから、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その日の勤務時間との合計が 8 時間に達するまでの間の勤務に対しては時間給として支給し、割増支給はしないものと定めております。

第 18 条は第 2 項中の文言整理を、第 20 条は期末手当に関する規定で、12 ページに移りまして、第 1 項中の文言整理をするほか、第 4 項を第 5 項に繰り下げ、新たに第 4 項として、再任用職員に対する期末手当の支給率を年間 100 分の 180 と定めております。

また、東京都では、人事委員会の意見に基づき、行政職給料表（１）について 1、2 級を統合し、職務の級を 7 級制に改めていることから、当組合の一般職給料表（１）についてもこれに準じて、1 級、2 級を統合し、級構成を 8 級制から 7 級制に改めることとしております。

このことから、期末手当に係る役職加算算定の対象となる職員を規定している第 20 条第 5 項第 1 号中「3 級」を「2 級」に改めております。

続きまして、第 20 条の 2 は、期末手当の不支給に関する規定で、1 号及び 2 号中の文言整理を行っております。

13 ページに移りまして、第 21 条は、勤勉手当に関する規定で、第 1 項中の文言整理を行うほか、第 3 項及び第 4 項を 1 項ずつ繰り下げ、新たに第 3 項として、再任用職員に対する勤勉手当の支給率を年間 100 分の 55 と定めております。

また、勤勉手当に係る役職加算算定の対象職員を規定している第 21 条第 4 項第 1 号中「3 級」を「2 級」に改めております。

次に、14 ページに移りまして、休職者の給与を規定しております第 22 条は、第 3 項及び第 4 項中の文言整理を行っております。

なお、本則の最後に再任用職員についての適用除外に関する規定をするため、第 23 条を第 24 条とし、新たに第 23 条として、再任用職員につきましては初任給調整手当、扶養手当、住居手当は支給しないものと定めております。

次に、付則でございますが、第 1 項は施行期日に関する規定で、ただし書きにより、第 2 条関係の改正及び付則の第 3 項から第 6 項までの規定は、平成 21 年 4 月 1 日から施行しようとするものでございます。

15 ページをごらんいただき、第 3 項は、職務の級の切替えに関する規定で、一般職給料表（１）を現在の 8 級制から 7 級制に改めるためのもので、付則別表第 1 によるものと定めております。

第 4 項は、号俸の切り替えに関する規定で、公民給与を 4 月時点で比較し均衡を図っていることや、事務の簡素化等の観点から昇給期を年 1 回とすることが妥当であるとした東京都人事委員会の意見を

反映し、職員の昇給期を4月1日の年1回に統一するためのもので、付則別表第2によるものと定めております。

第5項は、最高号俸等を受ける職員の号俸等に関する規定で、管理者が別に定めるとしてしております。

第6項は、関係条例の一部改正に関する規定で、職務の級により料額を定めております旅費に関する引用条文を改める必要があることから、改正の原因となる本条例の付則にて処理をするものでございます。

最後に、平成21年4月1日から適用する給料表についてご説明いたします。

新旧対照表16ページから19ページに記載しております別表第1の一般職給料表(1)では、級構成を8級制から7級制に改めており、これにより1級は主事職並びにこれに相当する職にある者、2級は主任職、3級は係長職、4級は課長補佐職、5級は課長職、6級は統括課長職、7級は部長職とそれぞれ適用するものとなります。

また、再任用制度の導入に伴い、表の最終欄に新たに再任用職員の給料月額を定めております。それぞれの級の標準的な職務の内容は規則で定めることとなりますが、基本的な考え方としては、先ほど申し上げました一般職の職員に適用する職務の級に対する標準的な職務と同じものとなります。

なお、再任用職員につきましては、1年ごとの任用となるため昇給はございません。

新旧対照表20ページから23ページに記載しております別表第2の一般職給料表(2)につきましては、級、号俸に変更はございませんが、表の最終欄に一般職給料表(2)の適用となる再任用職員の給料月額を新たに規定しております。

以上で西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

○議長(串田金八) 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「ないです」と呼ぶ者あり)

○議長(串田金八) ないようでしたら、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第2号、西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(串田金八) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第5、議案第3号、平成20年度西多摩衛生組合補正予算(第3号)の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者(並木 心) それでは、議案第3号、平成20年度西多摩衛生組合補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

本案の内容といたしましては、債務負担行為の補正をしようとするものであります。

補正予算書の1ページをお開き願います。

まず、総則でございます。第1条債務負担行為の追加は、第1表債務負担行為補正によると定めようとするものでございます。

2ページをお開き願います。

第1表債務負担行為補正でございます。債務負担行為の追加をいたそうとする案件につきましては、ここ数年近隣に

温浴施設の開設が相次ぐ中、集客はもとより、さらなるサービスの向上を図るため、現在フレッシュランド西多摩において民間委託をしております余熱利用施設運営業務委託を見直そうとするもので、平成 21 年度は当初より適切な履行を確保するため、地方自治法第 214 条の規定に基づき、債務負担行為の限度額を 6,200 万円と設定し、年度内に委託業者を選定の上契約締結したそうとするものであります。

3 ページは債務負担行為に関する調書で、11 月議会にてご決定いただきました（仮称）還元施設増設工事実施設計委託と、ただいまご説明申し上げました余熱利用施設運営業務委託の内容につきまして記載してあります。

以上、よろしくご審議の上ご決定をいただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（串田金八） 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（串田金八） ないようでしたら、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 3 号、平成 20 年度西多摩衛生組合補正予算（第 3 号）の件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（串田金八） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

日程第 6、議案第 4 号及び日程第 7、議案第 5 号の 2 件につきましては関連がございますので、一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（串田金八） ご異議なしと認めます。よって、日程第 6、議案第 4 号、平成 21 年度西多摩衛生組合予算及び日程第 7、議案第 5 号、平成 21 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についての 2 件を一括して議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（並木 心） ただいま一括議題となりました議案第 4 号、平成 21 年度西多摩衛生組合予算及び議案第 5 号、平成 21 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についての件につきましてご説明申し上げます。

初めに、議案第 4 号、平成 21 年度西多摩衛生組合予算につきましてご説明を申し上げます。

平成 21 年度予算の算出の基礎となります数値を申し上げますと、ごみ搬入量につきましては、前年度より 2,500 トン減の 6 万 9,500 トンといたしました。

構成市町の人口につきましては、平成 20 年 10 月 1 日現在の人口数 29 万 3,009 人で、前年度より 261 人減少しております。

予算の内容でございますが、歳入におきましては、余熱利用施設の利用者の実績等を熟慮いたしまして、使用料収入を 620 万 2,000 円減額しております。

余熱利用施設の運営につきましては、先ほどご決定をいただきました平成 20 年度補正予算（第 3 号）での債務負担行為設定に基づき、業務委託の見直しを行うなどさらなるサービスの向上を図っていきたいと考えております。

このほか繰越金では、昨年度と同様に例年の予算額 1,000 万円に加え、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づく可燃ごみ焼却処理委託契約の受託金から、当該年度中に実施した触媒入りのバグフ

フィルター交換工事等の経費を差し引いた分を繰越額として計上しております。

繰越金の9,800万円の減は、平成20年度の受託量の減少に伴うものであります。

この結果、分賦金につきましては、昨年度と比較し1億8,620万3,000円増の39億4,399万8,000円となっております。

一方、歳出におきましては、引き続き維持管理経費の削減に努めてきたところではありますが、余熱利用施設事業費におきまして（仮称）還元施設増設に係る経費を新たに計上させていただいております。

この結果といたしまして、前年度予算対比8,150万円の増額となり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億4,650万円に定めようとするものでございます。

次に、議案第5号、平成21年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定の件についてご説明申し上げます。

本案につきましては、組合予算の95.12%、金額にいたしまして39億4,399万8,000円の分賦金を構成市町ごとに決定しようとするものでございます。

細部につきましては事務局よりご説明いたしますので、よろしくご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（串田金八） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田 充） それでは、議案第4号、平成21年度西多摩衛生組合予算及び議案第5号、平成21年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についての細部につきましてご説明申し上げます。

予算編成の基礎となりますごみ搬入量及び人口につきましては、管理者説明のとおりでございます。

職員数につきましては、20年度1名の退職者がおりますが、21年度の新規採用職員は2名を予定しておりますので、前年度より1名増の29名でございます。

それでは、議案第4号、平成21年度西多摩衛生組合予算につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、予算書の1ページをお開き願います。

平成21年度西多摩衛生組合予算の総則でございます。第1条第1項は、歳入歳出予算の総額を41億4,650万円と定めようとするものでございます。

第2項は、款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によると定めようとするものでございます。

第2条は、地方自治法で認められております一時借入金の借入れの最高額を5,000万円と定めようとするものでございます。

第3条は、歳出予算の流用について定めようとするものでございます。

恐れ入りますが、2ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算でございます。

まず、歳入でございますが、第1款分賦金から第4款諸収入までの構成となっております。

次に、歳出でございますが、第1款議会費から第6款予備費までの構成となっております。

歳入歳出の合計はそれぞれ41億4,650万円でございます。

恐れ入りますが、5ページをお開き願います。

歳入でございます。第1款1項1目分賦金は39億4,399万8,000円、前年度比1億8,620万3,000円の増でございます。

第2款1項1目使用料は5,907万4,000円、前年度比620万2,000円の減でございます。これは余熱利用施設におきまして、近隣に同種施設が開設されたことにより利用者の減が予想されることによる

ものでございます。

第2項第1目総務手数料は、前年度と同額の1,000円でございます。

第3款1項1目繰越金は1億3,800万円、前年度比9,800万円の減でございます。これは広域支援に伴うごみ焼却処理委託受託金から平成20年度に実施した触媒入りバグフィルター交換工事等の経費を差し引いた金額を計上したことによるものでございます。

恐れ入ります。6、7ページをお開き願います。

第4款1項1目預金利子は、前年度と同額の5万円でございます。

第4款2項1目弁償金は1,000円、前年度と同額でございます。

2目雑入は537万6,000円、前年度比50万1,000円の減でございます。これはタオル等売上金の減収を見込んだことによるものでございます。

以上、歳入合計は41億4,650万円で、前年度比8,150万円の増額でございます。

次に、歳出でございます。第1款1項1目組合議会費は167万4,000円、前年度比16万9,000円の増でございます。これは隔年実施の行政視察の年に当たりますことから、バスの借上料を計上したことによるものでございます。

恐れ入ります。8、9ページをお開き願います。

次に、第2款1項1目一般管理費は1億9,646万5,000円、前年度比555万1,000円の増でございます。これは人件費において退職手当組合等負担金料率の上昇及び事務用パソコンの入替等に要する経費の増が主なものでございます。

11節需用費は718万9,000円、前年度比118万2,000円の増でございます。これは公用車3台分の車検整備費用を計上したことなどによるものでございます。

12節役務費は101万4,000円、前年度比11万円の増でございます。これは公用車の自賠責保険料等を計上したことによるものでございます。

13節委託料は435万7,000円、前年度比84万円の増でございます。これはホームページ更新委託料と契約システムの導入経費を新規計上させていただきました増額分と、産業医委託料の減額分を相殺したことによるものでございます。

恐れ入ります。10、11ページをお開き願います。

14節使用料及び賃借料は645万6,000円、前年度比119万2,000円の増でございます。これは契約システム使用料の新規計上、人事給与システムのシステム更新経費及び事務用パソコンの入替えに係る経費を計上したための増額でございます。

27節公課費は12万3,000円で皆増でございます。これは公用車の自動車重量税でございます。

第2目庁舎管理費は1,325万2,000円、前年度比195万6,000円の減でございます。主な減額理由は、平成20年度に見学者窓自動洗浄装置の修繕が完了したことによるものでございます。

恐れ入りますが、12、13ページをお開き願います。

13節委託料は1,072万5,000円、前年度比53万8,000円の減でございます。これは平成20年度に電話設備保守点検委託及びオーディオビジュアル保守点検委託料において、バッテリー交換等の業務が完了したことによるものでございます。

14節使用料及び賃借料は32万2,000円、前年度比12万4,000円の増でございます。これはAED賃借料を新規計上したことによるものでございます。

18節備品購入費27万3,000円は皆増でございます。これはAEDの収納箱を購入することによるものでございます。

次に、第3款1項1目じん芥処理費は14億8,454万6,000円、前年度比1,005万9,000円の減でございます。これは主に電気料金の改定等による増額と、1号炉ろ布交換工事等大規模改修工事が完了したことによる減額分を相殺したことによるものでございます。

1節報酬から4節共済費までの人件費は1億5,718万1,000円、前年度比813万4,000円の増でございます。これは退職手当組合等の負担金料率の上昇によるものでございます。

恐れ入ります。14、15ページをお開き願います。

11節需用費は2億9,500万5,000円、前年度比4,631万8,000円の増でございます。これは電気料の料金改定による増が主なものでございます。

12節役務費は243万6,000円、前年度比69万7,000円の増でございます。これは平成21年度がボイラーや計量器等の法定検査に係る経費を計上したことによるものでございます。

13節委託料は2億6,008万5,000円、前年度比654万4,000円の増でございます。これは電気設備点検委託に部品交換を追加したこと及び構内緑地帯整備委託に隔年で実施するクスノキ剪定業務分の計上が主な理由でございます。

恐れ入ります。16、17ページをお開き願います。

15節工事請負費は7億6,687万8,000円、前年度比6,886万5,000円の減でございます。これは施設維持整備工事において、各炉等の整備経費は増額となっておりますが、平成20年度に大規模改修工事が完了したことによる減額分を相殺したことにより減額となっております。

18節備品購入費は76万9,000円、前年度比42万3,000円の減でございます。平成21年度はボイラー水管等の肉厚を確認する超音波測定器等を計上したことによるものでございます。

27節公課費は89万8,000円、前年度比244万7,000円の減でございます。これは汚染負荷料賦課金の納付額の基礎となる硫黄酸化物排出量の算出方法の変更によるものでございます。

次に、第4款1項1目施設運営費は2億4,758万4,000円、前年度比9,025万9,000円の増でございます。これは還元施設増設に係る工事請負費及び付随する設計委託料等の経費を新たに計上したことによるものでございます。

2節給料から4節共済費までの人件費は1,313万2,000円、前年度比50万8,000円の増でございます。これは主に退職手当組合等の負担金料率の上昇に伴うものでございます。

11節需用費は5,910万7,000円、前年度比366万2,000円の増でございます。これは電気料の料金改定による増額と緊急修繕費を増額計上いたしたことによるものでございます。

恐れ入りますが、18、19ページをお開き願います。

13節委託料は8,250万5,000円、前年度比954万2,000円の増でございます。これは還元施設増設に伴います実施設計委託と工事監理委託を計上したことが主な理由でございます。

恐れ入りますが、20、21ページをお開き願います。

15節工事請負費は8,641万2,000円、前年度比8,387万2,000円の増でございます。これは還元施設増設工事の本体工事費とそれに付帯する外構工事等を新たに計上したことによるものでございます。

18節備品購入費は206万5,000円、前年度比747万8,000円の減でございます。これは還元施設増設に伴い、施設用備品を購入する経費の増と、平成20年度に浴場施設入館管理システムを購入したことによる減の相殺によるものでございます。

次の第5款公債費は22億125万8,000円、前年度と同額でございます。

恐れ入りますが、22ページをお開き願います。

第6款予備費は172万1,000円でございます。

以上、歳出合計は41億4,650万円で、前年度比8,150万円の増額でございます。

続きまして、関係資料でございますが、24から33ページまでは給与費の明細でございます。

34ページは、平成20年度に設定いたしました債務負担行為の支出額に関する調書で、上段の(仮称)還元施設増設工事実施設計委託につきましては、昨年12月に契約締結をいたしましたことから、支出予定額の欄に契約金額を記載させていただいております。下段は余熱利用施設運営業務委託でございます。

35ページは、地方債に関する調書で、右側一番下の欄の43億9,705万3,000円が平成21年度末における地方債現在高の見込額でございます。

以上で、平成21年度西多摩衛生組合予算についての説明とさせていただきます。

続きまして、平成21年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、1枚おめくりいただき、表1分賦金比較でございます。先ほどの平成21年度予算に基づき構成市町の分賦金を積算しております。青梅市は18億5,865万5,000円、前年度比7,519万4,000円、4.2%の増、福生市は8億2,865万8,000円、前年度比5,075万3,000円、6.5%の増、羽村市は7億6,555万4,000円、前年度比5,009万1,000円、7.0%の増、瑞穂町は4億9,113万1,000円、前年度比1,016万5,000円、2.1%増、合計として39億4,399万8,000円、前年度比1億8,620万3,000円、5.0%の増でございます。

次に、表2人口割合比較で、前年度との比較でございますが、青梅市は124人減で14万8人、福生市は157人減で6万895人、羽村市は110人増で5万7,667人、瑞穂町は90人減で3万4,439人となり、合計として261人減で、構成市町の人口は29万3,009人でございます。

次に、表3ごみ搬入量割合比較でございますが、前年度と比べまして、青梅市は2,000トン減で3万2,700トン、福生市は100トン増で1万4,400トン、羽村市は100トン減で1万3,100トン、瑞穂町は500トン減で9,300トン、合計としては2,500トン減で6万9,500トンでございます。

以上で、平成21年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についての説明とさせていただきます。

○議長(串田金八) 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。7番、門間議員。

○7番(門間淑子) 予算についての質問を行います。

まず、10ページのホームページ更新委託料というのが計上されておりますけれども、今回の議案の配付に先立ちまして契約に関するいろいろな基準の改正がなされて、それは大変よかったというふうに思います。今こうした公共工事の入札及び契約に関しては、適正化の促進に関する法律によってその契約状況、あるいは内容が各自治体どこでもホームページに掲載されていて、契約調書とか契約の現状、それから今後行われる工事の予定というようなものが掲載されています。一部事務組合であっても地方公共団体であることには変わりはなく、契約状況については法の適用を受けるというふうに思いますけれども、今後、この後、先ほども34ページで昨年12月に契約をしたというふうにご報告がありましたが、このような契約状況について、ホームページ上に掲載していくことが妥当ではないかと思っておりますけれども、そのことについてのご判断をお聞きます。

次です。それから14ページですが、21年度の予算では電気設備点検委託料というのがありますが、これが随意契約なのですね。これが新品の交換という先ほどのお話だったのですが、今回は昨年に比べて非常に大きく増えているのですね。これがどうしてなのかということですね。

それから、同じく15ページで、ここずっと契約が、随意契約とかいろいろな契約の種類でずっと

ているのですが、それぞれ微増が多くて、中でも今の中央監視設備保守点検委託料と、それから 15 ページの計量器保守点検委託料がかなり大きく増えている。それからその一番下の監視用 ITV 装置保守点検委託料、これも非常に増えていて、この 3 点それぞれが随意契約なのですが、このふえた原因というものをお聞かせください。

それから、16 ページにまいります。ここで施設維持整備というのが、これは毎年こういう状況がいろいろ細かくあるわけですが、21 年度ではどのようなことが予定されているのかお聞かせください。

それから、18 ページですが、ここで浴槽循環設備点検整備委託料、これが随意契約なのですが、これも、これが 20 年度に比べて非常に大きく増えているわけで、この理由もお願いいたします。

続いて 19 ページですけれども、これから還元施設の設計とか委託料がここに入ってきているわけですが、この当たりの契約状況について、先ほど冒頭延べましたように契約、これは後ろの 20 ページの方にもかかっていると思えますけれども、還元施設に関する工事の方ですね。この工事の予定とか、それから入札の状況とか、その結果の公表ということについて、やはり冒頭に出たように法に照らして公開していく必要があるのではないかというふうに思いますので、そのことについてのお考えをお聞かせ願います。

最後です。21 ページ、構成比があって、今回、21 年度 20 億円ぐらい返還すると残りが 40 数億円という形になりますが、残り何年ぐらいで起債が返還されていくか、償還されていくか、ざっとしたところで結構ですので、向こう何年で終わりになるかというようなことがわかればお聞かせください。すみませんが、少しゆっくりお願いします。

○議長（串田金八） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田 充） それでは、私からホームページで契約の状況をまず公表したらどうかということでございます。当組合のホームページにつきましては、平成 13 年の開設以来、内容の拡充を図るために現在まで 3 回ほど修正委託を実施してきました。

平成 17 年度のホームページの更新委託以降、懸案事項でありましたウェブアクセシビリティ及びユーザビリティへの対応ということとともに、閲覧者にとってよりわかりやすいサイト構成を実現するための更新費用を計上しております。更新委託の内容としては、ウェブアクセシビリティ、ユーザビリティへの対応を含めサイト及び階層構造等の基本デザインをテンプレートとして作成依頼をするもので、あくまでホームページに掲載するコンテンツに関しては職員による日常更新により対応するものです。

また、大幅なリニューアルにあわせまして、例えば予算、決算の状況や契約に関する入札経過調書など現在掲載していない情報についても追加し、ホームページ並びに情報公開の拡充を図っていきたくと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

もう 1 点私から、公債費の関係のご質問でございまして、あと何年で終了するかということでございます。現在、21 年度予算でございまして、最終年度は、平成 33 年が最終の公債費の返還の年度になります。

以上でございます。

○議長（串田金八） 島田管理課長。

○管理課長（島田善道） それでは、私から 2 点目、3 点目の件についてご説明をいたします。

まず、委託料の前年度対比、増えている理由ということでございまして、まず電気設備の点検委託につきましても、これはほとんど、稼働 10 年を迎えまして各備品に経年の劣化が生じております。電子部品で無停電の装置とか電力系の関係、こういった部品が交換をするということで 300 万円ほど増額

になっております。

それから、2点目の計量器の関係と中央監視のご指摘がありますけれども、中央監視は減額になっていと思いますので、次に計量器の保守点検の方でございまして、これは140万円ほど増額になっておりますが、計量器につきましては2年に1回法令点検がございまして、21年度は法令点検の時期になっておりますので、この点検の経費が増額というふうになっております。

それから、最後に監視用のITVの点検でございましてけれども、これも100万円ほど増額になっております。これも交換部品の関係でございまして、ごみのクレーンの操作のモニターが不都合ができていますと、これらの部品を交換をするために100万円ぐらいの増額になっているということでございます。

3点目の施設整備工事、21年度の内訳ということでございましてけれども、通常工事につきましては大きく分けまして通常毎年実施する点検清掃、あるいは消耗品の交換、こういった必要最低限の基礎工事、これが1点目でございまして。この毎年度実施する基礎工事が毎年2億2,000万円ほど3炉でかかります。それから2点目といたしましては設備、機械、これはずっと毎年使っていきますので、経年で使用してだんだん劣化をしていって交換をしますと、こういった工事もございまして。これが大体金額で2億6,000万円程度になります。経年劣化工事の21年度の主な工事としましては、3号炉で脱硝反応塔の触媒装置を交換します。これが大体4,500万円ほどかかります。それから1号炉、2号炉のボイラーの配管を、だんだんだんだん劣化してきますので、プロテクター等をかぶせまして長く使うおうということで、これが大体3,000万円ぐらいかかります。それから燃焼効率をよくするための焼却炉の酸素濃度を図る装置がございまして、これらを設置をしていきたいということで3,400万円ほど、それからタービンの法令点検に2,000万円、それから3号炉において耐火材、焼却炉の壁面ですね。これが一部落ちているということで、これをできるだけ早く新しくしていきたいということで1,000万円ほどかかると、こういった主な内容になっております。

○議長（串田金八） 石川施設課長。

○施設課長（石川良仁） それでは、私から4点目のご質問についてお答えをさせていただきます。

まず、浴槽循環設備点検整備委託料の前年度よりも高額な理由でございまして、この点検委託につきましてはトロン温泉システム及び露天風呂の循環機器の点検を委託するものでございまして、平成21年度はトロン温泉システムにかかりますろ材の交換年度を予定しております。これによりまして対前年度比221万4,000円ほどの増額計上をさせていただいております。

それと、もう1点の還元施設増設工事の契約の公表等につきましては、先ほど総務課長からご答弁させていただきましたとおり、21年度に予定されておりますホームページの更新委託にあわせまして積極的に公開をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（串田金八） 7番、門間議員。

○7番（門間淑子） そうしますと、ホームページの方は新年度、4月からということになりますよね。このこれから始まる余熱還元施設の発注関係ですけれども、4月以降ということになりますよね。ですからそうするとこれも今後予定されている工事ということで計画されていくのかどうかですね。それを1点確認させてください。

それから、例えば従来型の、従来やってきた、今までやってきたことについては載らないかどうかですね。大きなもの、例えば毎年毎年同じようにかかってくるようなものについては載らないかどうかですね。丸きり4月から以降のものになるか、さかのぼって継続的、継続しているものについては載

せてもらえるかどうか、その当たりについてお聞きします。

○議長（串田金八） 石川施設課長。

○施設課長（石川良仁） それでは、ただいまのご質問、1点目につきましてお答えをさせていただきたいと思います。

還元施設増設にかかります計上関係につきましては、4月以降のものにつきましては当然 21 年度のシステムの更新に伴いまして公表させていただきたいと考えております。

○議長（串田金八） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田 充） 今、施設課長の方からご答弁申し上げましたように、4月からまたホームページの更新の方が一定期間かかります。その後になりますけれども、4月からのものについてはホームページの方で公開していく予定でございますが、その以前のものについては今のところ予定をしてございません。

○議長（串田金八） 7番、門間議員。

○7番（門間淑子） ちょっともう1回確認させてください。特に還元施設の場合は年度を跨いでやっていきますし、同一工事に対して契約が幾つもあって、先ほど12月に契約をしたということも載りますかというふうに聞いたのですが、これは同一工事の継続契約なのですけれども、それはどういうふうになりますか。

○議長（串田金八） 石川施設課長。

○施設課長（石川良仁） 失礼しました。ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

本工事につきましては、継続する事業となることから、できるだけ積極的にすべての工事にかかる経費について公表させていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○7番（門間淑子） 了解。

○議長（串田金八） ほかにございますか。12番、原田議員。

○12番（原田 剛） 何点かお願いします。

まず8ページ、13番のところでは給与が載っております。一般職給与、これが12人で4,928万6,000円ということで、昨年が11名で5,082万3,000円だということで、人数的に去年の予算書から見るとふえていて、給与的には減っているような状態なのですけれども、その辺の説明をお願いしたいと思います。

それと12ページです。AEDの賃借料、これが19年度の決算のところでは6万1,740円ということでありまして、12万円ということで、これは幾つぐらい予定しているか、増えているのか減っているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

それと15ページ、委託料がありますが、この中で真ん中の方で設備保全管理技術支援業務委託料、この辺が増えていると思いますが、この辺昨年と比べて増えているという、先ほど出てこなかったもので、その辺をお聞きしたいと思います。

あと19ページで、各種イベントとかイルミネーション設置とかということで、温浴施設の方でいろいろなイベントをされると思いますが、集客力を高めるためにイベントをされるということなのですが、その辺で特に予算的には変わってないですけれども、大丈夫でしょうかというご質問をしたいと思います。

以上4点、お願いいたします。

○議長（串田金八） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田 充） まず、給与のご質問でございますけれども、11名から12名に増えていて、給与の方が減っているというご質問でございますが、先ほどご説明いたしましたように、21年度の給与は、人事院勧告に伴いまして給与の方を減らして地域手当の方で増額というようなお話をさせていただきましたが、また職員の方は1人退職者がおります。また2人採用というようなお話もさせていただきましたので、人は増えていますが、給与の方へ減っているということになります。

また、19ページのAEDの件でございますが、こちらは新たに、こちらの方の施設の見学者のためのもので、あと環境センターの方に合わせて2台、賃貸借いたしまして用意をいたそうとするものでございます。

以上でございます。

○議長（申田金八） 島田管理課長。

○管理課長（島田善道） 15ページの委託の関係でございますが、設備保全管理支援業務委託ですね。前年度と対比しまして160万円ほど増額になっています。これは実はこういった清掃工場は廃掃法に基づきまして現状どのような性能が発揮しているかとか、どういう維持管理がなされているかとか、そういった焼却炉の精密機能検査、これが義務付けられております。これが3年に1回組合で実施をしておりますので、その経費が増額ということでございます。

○議長（申田金八） 石川施設課長。

○施設課長（石川良仁） それでは、ただいまの3点目のご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

余熱利用施設におけるイベント料の計上についてでございますが、これまでもフレッシュランドにつきましては環境センターの地元還元施設としての特性を生かしながら各種のイベントを実施させていただいておりますが、今後はより地域に密着した、地域のコミュニティや地域活動の活性化に向けたさまざまな啓発事業を展開していこうと考えております。

この啓発事業につきましては、近隣住民と組合とがタイアップをいたしまして、お金のかからないような形で、個人の特技を生かしながら展開をしていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（申田金八） 12番、原田議員。

○12番（原田 剛） 職員の方の給与の件も了解いたしました。結構退職された方に対して新人の方ということで、2名分ということですね。はい、わかりました。

あとはそのほかも結構でございます。イベント関係、やはり620万円使用料の方で減りますよね。その辺ではやはりいろいろな施策を打って、やはり集客力をふやすような形で頑張っていっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（申田金八） ほかにありますか。6番、木下議員。

○6番（木下克利） 初めに、前回のときにも伺いましたけれども、食堂の契約については新年度はどのような運営にされるのでしょうか。

地元の還元施設の増設工事について伺いたいと思っております。ただいまも質疑が出ておりましたけれども、集客を高めるというのをこれまでずっとやってきた。集客を高めれば当然地元の人を使う勝手が悪くなる。ですから協定書に基づいて地元の人に活用ができるようにしているということを持続するとなれば、集客を高めるということは行為として矛盾すると思うのですが、それはどういうことになるのでしょうか。

つまり、地元の人たちに利便性を高めるためのものをまず優先させて、そのほかに集客、ほかの方を

来てもらうというのが本来の姿ではないか、そこをきちんとしていないにもかかわらず、協定書を十分守れてないから新しい施設をつくるというのは、説明として整合性がとれないと思うのですが、このあたりはいかがでしょうか。

○議長（串田金八） 石川施設課長。

○施設課長（石川良仁） それでは、ただ今の6番議員さんのご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、1点目の食堂についてのご質問でございますが、先ほど議案第3号の補正予算（第3号）の債務負担行為の設定のご説明をさせていただきましたが、この債務負担行為の設定につきましては、21年度より運營業務の全般の見直しをしようとするものでございまして、これまでは施設運營業務と食堂業務をそれぞれ分離した形で運営をしておりましたが、21年度からは一本化しようと考えております。したがって、21年度からは食堂につきましても見直しを図っていくということでございます。

次の2点目の還元施設増設に関するご質問で、集客と、それから地元還元施設としての側面からのご質問でございますが、実はこの還元施設は、ご承知のとおりこの環境センター建設の際、近隣住民の方の同意条件として建設された施設でございます。

これまでもご説明させていただいておりますとおり、建設当初は1日250人の利用者を見込み建設をさせていただきましたが、現在におきましても1日平均450名を超える利用者がございます。ご指摘されたように、この還元施設増設につきましては、当初の見込みが250人を大きく上回ることから、当初近隣住民とお約束をさせていただきました内容が履行されていないということで、ここで建設事業計画とさせていただいたわけでございますが、今までも250人の利用客を見込んでいることから、建設当初は1年間にわたり余熱利用施設の持ち出し費といいたいまいしょうか、一般財源、ご負担をいただく皆様からの分賦金につきましては、1億円程度の金額を見込んでおりました。これが開設から7年が経過いたしますが、7年間の平均で1年間の持ち出し、分賦金経費は5,500万円となっております。

このことから、7年間経ちますが、ご指摘いただきました当初の還元施設として1億円持ち出しから考えますと、現在までに約3億円強の金額の経費の節減ができているものと私どもは考えており、これを踏まえて新たな利用計画となったわけでございます。ご指摘のとおり地元の還元施設としてのことを優先させるには、それを優先させるということですが、開設当初から現在におきましても1日450名を超える利用客がおりまして、これを減らせという施策については、私どもは考えてございません。

以上でございます。

○議長（串田金八） 6番、木下議員。

○6番（木下克利） 食堂の方については、副管理者が市長になる前のことですので、特にそれで問題があるというふうに思わなかったのですけれども、見直しをされるということですので、それは結構です。

続いて、今のご答弁いただいた施設の方ですが、前回の組合議会でも管理者の方は、各構成市町の方には必要だという共通認識で合意形成をしていると、その立場で構成市町に戻って質問があったときには答弁してもらうようになっていると、今のような運営が、利用者がふえて非常に困っているというような説明は構成市町においてはこれまでされていなかったと思います。前回はそれについてはご指摘いたしました。

今の政治、行政運営の中で住民の合意や説明責任をきちんと果たして政策を進行していくということを考えれば、集客力をアップするという事は組合の方からは常々説明されておりましたが、それに

伴って地元の方々が使用できないという説明はあまりなかったと思いますし、構成市町の方にもなかったということは、そのような現状を説明してからこの予算に出してくるのが妥当であって、構成市町の方ではこれから予算委員会、年度当初の予算等で説明があるかもしれませんが、合意形成を図れていない、説明も十分されていない、こういう中で組合が先にこういう議案を出してくるというのは妥当ではないと思うのですが、この当たりどんなふうにお考えでしょうか。

○議長（串田金八） 羽村事務局長。

○事務局長（羽村 誠） 今、余熱利用施設の増設計画につきまして、議員の方から構成市町の議会、また住民に対して説明が不足ではないかというお話でございます。実はこの件につきましては、一昨年に要望がございまして、昨年の8月にも議会全員協議会の方でご説明をさせていただいております。その後も11月の定例議会でも説明をさせていただきまして、議員の皆様方にも正副管理者会議の一致した意見をご説明をさせていただきました。

その中で、これは構成市町の議会、議員に、住民に説明がなかったというのは、私どもは各議会の全員協議会とか、議会にご説明申し上げておりますので、その結果につきましては、各構成市町から選出されております議員さんが構成市町に持って行って、西多摩衛生組合の状況等をお話いただいているものと私どもは解釈してございます。

そういう形で、来年度予算の件もお話ございましたが、各構成市町ではいろいろと予算を計上していただいていると思いますので、その件につきましては各議員さんが地元構成市町の方へご説明いただいて、議員なりにやっただいて、そういうことで各構成市町の議員さんの方から市民なり、議会の方へご説明させていただいてというふうに、私はそういうふうに解釈しております。

以上でございます。

○議長（串田金八） 6番、木下議員。

○6番（木下克利） ここで、議員で、任務を担って出てきているので、議員についての説明はしております。二代表制の中の、ここで議員に説明をしたということは、執行機関側はそういう説明はしないというふうにこの組合は考えているということになるのですけれども、そういうふうな認識で行政運営はされているということなんでしょうか。

また、何度も申し上げますが、前回管理者の方からは構成市町の方は合意形成はできていると、合意形成できているということをしちんと住民及び議員に説明をして、各構成市町の中での合意形成を図り、組合の方で今抱えている問題を共通認識として、ここで一部事務組合ですから、事務組合の一部ですよね。その辺をどういうふうに考えているのかというのは、ちょっと今の説明では納得ができませんけれども、その辺はどういうふうに考えているのでしょうかということです。

つまり、前回の組合議会を終えて、その後に構成市町で説明がされていない。ほかの市ではどうなのですか。説明がされているのですか。羽村市とか瑞穂町とか、議会の中で説明をされているか。もしそういう手続きがないとすれば不十分になるというふうに考えますが、いかがでしょう。

つまり手順が違う、そしてこれまでの経緯を考えてくれば、まだまだこれまでの運営の中から集客を高めるのではなく、地元を優先するような施設の方が運営もできると思います。それはただ費用がかかるということですが、その当たりの説明も、少なくともこれまでずっと長い経緯があったにもかかわらずされていない運営というのはどういうことなのかと聞いているのです。

○議長（串田金八） 羽村事務局長。

○事務局長（羽村 誠） 今の議会、または住民説明を西多摩衛生組合でやってないのかと、それはそうとは思ってございません。先ほどもお話申し上げましたが、この件につきましては、フレッシュラン

ドは7年半ほど前にできておりまして、先ほども施設課長から申し上げましたが、利用客が予想以上にいらっしやいます。その中でいろいろな問題がございましたが、地元の方々には大変恐縮だったのですが、利用できないまま時間が経ったという経過がございます。

その中で、先ほども申し上げましたが、いろいろと議会の方にもご説明申し上げましたし、また正副管理者会議でもご説明申し上げておりましたので、そういうことが各議員さんを通して各構成市町の住民の方、議会の方へもご説明が当然私どもはされていると、そういう解釈でございます。

そうしますと、では順序が違うのではないかということですが、やはりそういうことというのは、私どもを通しまして説明をさせていただいて、その中で住民の方々にもそれなりの一定の理解をいただいているこの事業が進められるものという、そういう考えでございますので、これから順序が違ふとかというお話とはちょっと私どもは違ふかなというような気がします。そういう形でこれからは組合はいろいろな情報等は議会、一般市民の方々に向かっていろいろなPRはさせていただいております。

それで、私どもでは伺っているところでは、羽村市ではこの一部事務組合の議会の結果につきましては羽村市議会の中で、3議員さんがいらっしやいますので、その3議員さんの方からご説明をいただいているというような、そういう話を伺ってございます。

以上でございます。

○議長（串田金八） 8番、川崎議員。

○8番（川崎明夫） 羽村の市の名誉のためにも言わせていただきますけれども、私ども羽村の議会ではきちっと、一部事務組合に出ているそれぞれの3人だと思いますけれども、きちっとその今起きている内容、これから大事なことを全部全員協議会の中できちっと担当を決めて報告しております。ほかにやってないと、自分のところの議会でやってないからといってそれがおかしいという議論もおかしいと私は思います。

○議長（串田金八） 6番、木下議員。

○6番（木下克利） 質疑ではなくて議事進行発言。

執行機関の責任と議会の責任、つまり機関競争をしている市民代表選についてのご理解をしていただきたいということと、予算、各構成市町の予算でそれが通ってからここへ出すのが筋だという意味ですので、その辺はご理解いただいてもう1回答弁していただきたいと思います。

○議長（串田金八） 3回までだからもうだめです。

○6番（木下克利） 質疑ではないですよ。議事進行での修正を求めたのです。

○議長（串田金八） 暫時休憩いたします。

3時10分まで休憩いたします。

午後2時55分 休憩

午後3時10分 再開

○議長（串田金八） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまは質疑の時間ということで、木下議員の質疑はお聞きいたしました。

ほかに質疑はございますか。9番、橋本議員。

○9番（橋本弘山） 予算の方に戻らせていただきまして、ちょっと1点だけお伺いしたいのですが、1ページですね。議案4号というところの一時借入金というのがございますね。それで第2条というところで、今回、一時借入金の借入れの最高額が5,000万円とするということで、そういった規定がありますけれども、これについて、この5,000万円とこの予算についての関連と伺いますか、そうい

ったものの状況というのはどうなっているか、なぜここでその 5,000 万円を定めるかというのがちょっと私はわからないのですが。

○議長（串田金八） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田 充） 一時借入金のご質問でございましたが、一時借入金というのは、例えば年度当初に組合の会計が不足をする場合などに一時借り入れて組合の会計を運用するお金のことでございまして、5,000 万円というのは大体予算の、その組合それぞれの規模に従いまして妥当な金額ということでしておりますが、よろしゅうございますか。よろしく願いいたします。

○議長（串田金八） 9 番、橋本議員。

○9 番（橋本弘山） そうすると、例えばこの 21 年度については 5,000 万円ですけども、その年によって必要というようなものが、もっと大きいものがあればその金額というのは変わってくるということで考えてよろしいのでしょうか。

○議長（串田金八） 北村収入役。

○収入役（北村 健） それでは、私の方が資金を運用する意味で借りる立場にありますので、私の方から説明します。

今、ご説明がありましたけれども、大体予算の 1%から 2%ぐらいの額が一時借入金の通常の額でございます。

それから今、橋本議員さんがおっしゃいますように、その年度に例えば大きな工事ですとか、そういうものがあります場合は、これは借り入れの額が多くなることもございます。ただ、起債を借りますので、あまり大きな額ですと起債を前借りするとかそういうことをしますので、借りることはないのですけれども、一応そういった現金の流れを見ながら決めているものでございまして、ですから西多摩衛生組合の規模では 5,000 万円ということでございます。

○9 番（橋本弘山） いいです。

○議長（串田金八） ほかにございますか。2 番、近藤議員。

○2 番（近藤 浩） 3 点ぐらいお願いします。

1 点目は、予算書の 16 ページですね。先ほど工事請負費ということで出ましたけれども、そのほか施設維持整備についてはわかりましたけれども、その下の省エネルギー対策工事、これは前にも説明があったのですけれども、さらに今年度これだけ予算を取らなければならないのか、その辺の流れはどうなっているのかということなんです。

それから、その下の設備更新工事、これはどういったものを更新するのか、具体的をお願いします。

それから、その下の緊急工事ですね。これは予備費的なものなのか、特に必要なものがあるのかどうかをお願いします。

それから、2 点目ですけども、フレッシュランドの関係ですね。先ほどから競争相手がふえて非常に大変だというお話ですけども、実際に単年度の赤字額というのはどのぐらいを見込んでいるのかというか、新しい還元施設工事費を除いて、それは単年度的なものですから、今年度において計算すると 8,000 万円か 9,000 万円かなという感じがしたのですけれども、正確にどのぐらいの赤字額を見込んでいて、またその対策ですね。先ほどイベントとかおっしゃっていましたが、その辺の対策を、特別何かあるのかどうかをお願いします。

それから、3 点目として同じくフレッシュランドの関係でありますけれども、ちょっと今と逆行するようでもありますけれども、よりやはり多くの人に利用してもらいたいというふうに思うのですけれども、一つは割引制度ですね。協議会の町内会に居住している人だけになっているわけなのですけれ

ども、よく同じ瑞穂町に住んでいて、道一本向こうで「おれのところは割引がない」とか、そういった「何とかならないか」という声はよく聞くのですけれども、それだったらいつそのこと羽村市、瑞穂町に居住する人全員に割り引きした方がいいのかなという気もするのですけれども、その辺の考えはどのようなふうになっているのか、3点お願いします。

○議長（串田金八） 島田管理課長。

○管理課長（島田善道） それでは、私の方から工事関係の件についてご説明をいたします。

最初に、省エネの対策工事でございますが、これは17年度から21年度、5年間かけて地球温暖化実施予定計画に基づいて行う工事でございます。21年度が最終年度ということになっております。21年度は2件ほどの予定をしております。

1件目は、19年度から3年計画で進めております工場棟の照明器具を省エネタイプに変えると、21年度は工場棟3階、4階の部分の200本程度を省エネタイプに変えます。これが大体1,000万円ぐらいです。それから2点目は、各種プラント設備に空気を圧縮して送る大型のコンプレッサーがございます。これをインバーター化をして省エネタイプに変えていくと、これはちょっと金額が高額なのですが、5,000万円ぐらいの工事を予定している、これが省エネ工事でございます。

それから、設備更新工事につきましては、本年は5件の工事を実施予定でございます。1点目は、ごみ搬入時にごみ量を計量するときのいわゆる秤ですね。これを経年劣化によりまして新しく更新をいたします。1,700万円ほどかかります。2点目は、清掃工場、コンピューター、結構いろいろなところで使っています。このコンピューターを制御するような装置がございます。これはいわゆるシーケンサーと言っていますが、そういったものの部品も製造中止になっているということで、これを新規に変えていくと、これが3,000万円ほどあります。それから専門用語で恐縮ですが、高低圧の復水器、インバーター化の工事として1,000万円ぐらい、それから下水道の放流関係の機器でペーハーを調整する、こういった装置があるのですが、これらも経年劣化をしておりますので、1,000万円ほどかかります。あとは管理棟の建設設備の冷暖房制御の設備なのですが、それらの更新工事ということで500万円ほどを予定しております。

それと、緊急修繕工事でございますけれども、これはその字のとおりでございます。なかなか工事というのは最初に予定してそのとおりに実態が起きて済むと我々としても楽なのですが、焼却炉を開けてみて想像もつかなかったことが起きているとか、急に壊れてしまったとか、そういうふうなことが実は年間の中で生じてまいります。そういったときに備えて一応2,000万円ですけれども、緊急修繕工事といった予算措置をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（串田金八） 石川施設課長。

○施設課長（石川良仁） それでは、私から2番議員さんの2点目のご質問についてお答えをさせていただきます。

まず、余熱利用施設事業費における赤字額についてのご質問でございますが、21年度につきましては、ただいまご指摘いただきましたとおり建設事業費が計上されていることから、前年度と比較しますと大幅な一般財源の持出額がふえております。これを引きますと、21年度予算計上額が2億4,758万4,000円でございます。建設事業費が約9,100万円ほどでございますので、差し引きをいたしますと1億5,650万円ほどが運営費になります。そのうち6,500万円ほどを使用料収入及び光熱水費等の雑収入で見込んでおりますので、一般財源の21年度持出額はおよそ9,200万円になるものと考えております。

この 9,200 万円につきましても、21 年度はろ材の交換等隔年実施、あるいは数年間隔で実施するろ材の交換が計上されておりますので、通年の計上経費の実績よりも約 1,000 万円ほど上乘せした一般財源の計上となっております。

次に、3 点目のフレッシュランドにおきましてより多くの方にご利用いただく施策と、それから協議会の役員の方に割引きをしておりますその地域の拡充についてでございますが、ご承知のとおりフレッシュランド西多摩につきましては、この環境センター建設の際の周辺住民の方々の、環境センター建設の同意条件として建設されました地元還元施設でございます。

この地元還元施設の特性上、ある一定の地域を区切ってこの方たちにより福祉の増進を目的として建設されたものであると認識しておりますことから、この一定区域内の方たちに限定して現在はその使用料の減額をさせていただいているところでございます、一般で 700 円の使用料収入のところを 500 円ということで条例で設定をさせていただいているものでございます。

以上でございます。

○議長（串田金八） 2 番、近藤議員。

○2 番（近藤 浩） それでは、何点か伺います。

1 点目で、工事の関係はわかったのですけれども、バグフィルターの更新が確か一つ残っていたというふうに思うのですけれども、1 炉ですね。それは予算に、どこに計上されているのか、もう終わったのですか。ちょっとその辺をお願いします。

それから 2 点目、9,200 万円の赤字ということで、いろいろ大変だというふうに思うのですけれども、一つはやはり公的にこうやってやっているわけですから、民間ではやはりやれないような公共ならではの何か特徴的な施策とか、そういうのが必要なような気がするのですけれども、細かいことでいえばお湯をこまめに取り替えるとか、なかなか細かいことだけれども、もっと大きなことで何か公的にこういうことがやれるのだみたいなことが必要なような気がするのですけれども、その辺の考えはどうなのかをお願いします。

それから 3 点目なのですけれども、一定の区域を区切って限定しているということで、協議会があるということでいろいろな要望を受けたりとか、そういうのは協議会の役員の方を通してということだと思いますのですけれども、その協議会の、町内会で区切るというのは非常になんか不思議というか、なんか無理があるというのか、違和感があるというのか、住民説明会のときもそうですけれども、協議会の、町内会に所属しているだけで区別されるみたいなのはなんか変だなという気がするのですけれども、その辺の考えですね。

だから例えば半径 3 キロですか、何キロでしたかね。それでその町内会がちょこっただけ重なっているだけでちょっと変な形に、町内会の形によって道一本向こうで入れるとか入れないとかいろいろなってしまうのですけれども、やはりその辺もこれからの検討課題だというふうに思うのですけれども、住民説明会も含めて検討課題だと思うのですけれども、その辺はどうなのか、お考えはあるのかないのかお聞きします。

○議長（串田金八） 島田管理課長。

○管理課長（島田善道） 1 点目のバグフィルターでございますけれども、20 年度の予算に計上させていただきまして、1 月と 12 月に既に工事が終わっております。したがって、三つの炉全部更新しております。

以上です。

○議長（串田金八） 石川施設課長。

○施設課長（石川良仁） それでは、ただいまのご質問2点目、3点目につきましてお答えをさせていただきますと思います。

まず、2点目の公共施設としての特性を生かした何かできないかというご質問でございますが、フレッシュランドにつきましてはこれまでも環境センターの還元施設としての特性を生かしながら各種のイベントを実施させていただいておりますが、今後、今計画されております還元施設の増設がされた場合には、地域の方々がより積極的に参加しまして、地域のコミュニティや地域活動の活性化に向けたさまざまな啓発事業を地域の方々と一体になって展開していこうと考えております。

建設事業計画の中でもお示しをさせていただいております環境への負荷の低減に向けたPR事業、あるいはパソコンや生け花教室等地域にお住まいの方の特技を生かしながら地域の方がみずから参加して地域の啓発活動が行えるような事業展開を地域の方と一体になって取り組んでいきたいと考えております。そういった地域活動に積極的にご利用いただくことで地域の活性化はもとより、十分な費用対効果を上げていきたいと考えております。

次に、協議会や町内会で区切るのはおかしいというご指摘でございますが、先ほども若干触れさせていただきましたが、このフレッシュランド西多摩の使用料につきましては、構成市町に在住の方につきましては税金という応分のご負担をいただいていることから、一般利用客に比べ割安の利用で利用できるような料金設定をさせていただいております。

それともう一つは、先ほど申し上げましたとおり、環境センター建設の際の還元施設としての特性があることから、より地域に密着した方々に対しましてはなお負担を軽減した料金での設定をさせていただいているということでございます。

以上でございます。

○議長（申田金八） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（申田金八） ほかになければ、以上で質疑を終わります。

ただいま一括議題となりました議案のうち議案第4号、平成21年度西多摩衛生組合予算の件についてお諮りいたします。

○6番（木下克利） 口頭で申しわけございませんが、議案第4号の3余熱利用施設事業費、目施設運営費、節委託料の（仮称）還元施設増設工事実施設計委託料及び節工事費、工事請負費の（仮称）還元施設増設工事費の部分について、まだまだ説明が不十分であるというふうに考えますので、この部分の減額の組替え動議を出したいと思っておりますので、お取り計らいをよろしくお願いいたします。

○議長（申田金八） 暫時休憩します。

午後3時25分 休憩

午後3時28分 再開

○議長（申田金八） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ご確認いたします。

ただいまの木下議員からの動議に賛成者はおりますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（申田金八） 賛成者なしということで、この動議は賛成者数を満たしておりませんので、成立いたしません。

それでは、会議をいたします。

議案第4号、平成21年度西多摩衛生組合予算の件についてお諮りいたします。

本件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり) (「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長(串田金八) 異議がございますので、本案について挙手により採決いたします。

議案第4号、平成21年度西多摩衛生組合予算を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○議長(串田金八) 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決いたします。

次に、議案第5号、平成21年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についての件をお諮りいたします。

本案については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(串田金八) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして平成21年第1回西多摩衛生組合議会定例会を閉会いたします。

午後3時30分 閉会